

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月28日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第13号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年岩手県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 給与条例第34条の2第3項第1号及び給与等条例第28条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、給料の特別調整額に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第16号）別表第1及び管理職手当に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第17号）別表に掲げる区分（以下「給料の特別調整額等の区分」という。）、任期付職員条例第7条第1項の給料表の号給又は同条第3項の規定による給料月額並びに並びに任期付研究員条例第5条第1項の給料表の号給又は同条第4項の規定による給料月額に応じ、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 給料の特別調整額の支給を受ける職員が4時間以上勤務に従事した場合</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>(2) 管理職手当の支給を受ける職員が4時間以上勤務に従事した場合</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 給与条例第34条の2第3項第1号及び給与等条例第28条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、給料の特別調整額に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第16号）別表第1及び管理職手当に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第17号）別表に掲げる区分（以下「給料の特別調整額等の区分」という。）、任期付職員条例第7条第1項の給料表の号給又は同条第3項の規定による給料月額並びに任期付研究員条例第5条第1項の給料表の号給又は同条第4項の規定による給料月額に応じ、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 給料の特別調整額の支給を受ける職員のうち定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づき採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員が4時間以上勤務に従事した場合</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>(2) 給料の特別調整額の支給を受ける職員のうち定年前再任用短時間勤務職員が4時間以上勤務に従事した場合</p> <p>ア 1種 11,000円</p> <p>イ 2種 9,000円</p> <p>ウ 3種及び4種 7,000円</p> <p>エ 5種 5,000円</p> <p>オ 6種 3,000円</p> <p>(3) 管理職手当の支給を受ける職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員が4時間以上勤務に従事した場合</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(4) 管理職手当の支給を受ける職員のうち定年前再任用短時間勤務職員が4時間以上勤務に従事した場合</p> <p>ア 校長 5,000円</p> <p>イ 副校長及び教頭 3,000円</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p>

2 [略]

第3条 給与条例第34条の2第3項第2号及び給与等条例第28条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、給料の特別調整額等の区分に応じ、次に掲げる額とする。

(1) 給料の特別調整額の支給を受ける職員が2時間以上勤務に従事した場合

ア～オ [略]

(2) 管理職手当の支給を受ける職員が2時間以上勤務に従事した場合

ア・イ [略]

2 [略]

附 則

[略]

2 [略]

第3条 給与条例第34条の2第3項第2号及び給与等条例第28条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、給料の特別調整額等の区分に応じ、次に掲げる額とする。

(1) 給料の特別調整額の支給を受ける職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員が2時間以上勤務に従事した場合

ア～オ [略]

(2) 給料の特別調整額の支給を受ける職員のうち定年前再任用短時間勤務職員が2時間以上勤務に従事した場合

ア 1種 5,500円

イ 2種 4,500円

ウ 3種及び4種 3,500円

エ 5種 2,500円

オ 6種 1,500円

(3) 管理職手当の支給を受ける職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員が2時間以上勤務に従事した場合

ア・イ [略]

(4) 管理職手当の支給を受ける職員のうち定年前再任用短時間勤務職員が2時間以上勤務に従事した場合

ア 校長 2,500円

イ 副校長及び教頭 1,500円

2 [略]

附 則

1 [略]

2 給与条例附則第39項又は給与等条例附則第41項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項及び第3条第1項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年岩手県条例第33号）第8条、第9条、第11条又は第12条の規定に基づき採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づき採用された職員とみなして、この規則による改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則第2条第1項及び第3条第1項の規定を適用する。